



2020年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・エス・ビー
代表者名 代表取締役社長 若尾 逸雄
(コード番号 9702 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 竹田 陽一
(TEL. 03-3490-1761)

株式分割ならびに株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2020年11月20日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割ならびに株式分割に伴う定款の一部変更について決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的とするものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2020年12月31日(木曜日)(当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2020年12月30日(水曜日))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,669,952株
今回の分割により増加する株式数	5,669,952株
株式分割後の発行済株式総数	11,339,904株
株式分割後の発行可能株式総数	25,000,000株

(3) 分割の日程

基準日の公告日	2020年12月14日(月曜日)
基準日	2020年12月31日(木曜日)
効力発生日	2021年1月1日(金曜日)

(4) その他

- ① 今回の株式の分割に際して、資本金の額の増加はありません。
- ② 今回の株式分割は、2021年1月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を2020年12月31日とする2020年12月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更するものとします。

なお、定款の変更の効力発生日は2021年1月1日（金曜日）となります。

(2) 変更の内容（下線部分に変更箇所を示しています。）

変更前	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,500,000</u> 株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>25,000,000</u> 株とする。

以 上